

2019年3月号 財務諸表論 つぶ問

2問目

【問題】

次のX6年3月期の注記を読んで、下記の設問に答えなさい。

法定実効税率の変更

X6年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率の引き下げが行われることになりました。これに伴い、法定実効税率は従来の40%からX6年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35%となります。

この税率変更により、繰延税金資産（繰延税金負債控除後）の金額は50,000千円（ A ）し法人税等調整額が同額（ B ）しております。

*一時差異等には、差異が純資産直入されている項目はない。

- ① 空欄 A と B にはそれぞれ、「増加」と「減少」のどちらが入るか答えなさい。
- ② もし下線部が「繰延税金負債（繰延税金資産控除後）」であった場合、空欄 A と B にはそれぞれ「増加」と「減少」のどちらが入るか答えなさい。
- ③ この注記でX6年4月以降の税率変更がX6年3月期の法人税等調整額に影響を与えているように、なぜ将来の税率変更による影響を当期以前に反映させなければならないのか答えなさい。説明にあたっては、「資産負債法」という用語を用いること。

【解答】

- ① A : 減少 B : 増加
- ② A : 減少 B : 減少
- ③ 税効果会計の適用にあたっては、資産負債法が採用されている。資産負債法では、将来に一時差異等が解消することで税額がいくら増減するのかを繰延税金資産または繰延税金負債として適切に表すことを重視した処理がとられる。そのため、将来の税率変更は将来に支払う税額を増減させるため、その分だけ当期末における繰延税金資産または繰延税金負債を増減させ、同時に増減差額を法人税等調整額として示すことになる。

【解説】

- ① 税率が低下しているため、繰延税金資産は減少します。法人税等調整額は税金費用であることから、繰延税金資産の減少にともなって増加となります。
- ② 繰延税金負債は繰延税金資産と同様に減少となります。しかし、法人税等調整額については負債の減少にともなって減少となります。
- ③ 税効果会計における資産負債法は、会計と税務上の差異によって生じる将来の税額の支払いへの影響を適切に財務諸表へ表すことを重視する方法です。そのため、将来の税率変更は当期の税額には影響しないはずですが将来の税額に影響するため、これを適切に貸借対照表へ繰延税金資産または繰延税金負債として反映させるとともに、その変動額を法人税等調整額として処理します。これがもし当期の税引前当期純利益と税金費用の対応を重視する繰延法ならば、将来の税率変更は当期の対応とは関係がないため、当期における処理は不要となります。税効果会計の目的にも通じるため、しっかり理解してください。